

償却資産の申告を

お願いいたします

税務課固定資産税係 ☎ 25 1133

市内に事業用資産（償却資産）を所有している個人や法人のかたは償却資産申告書の提出が必要です。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店を経営しているかたや、駐車場やアパートを貸し付けているかたなどが、その事業のために用いている構築物、船舶、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格等、償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日までに償却資

産の所在地の市町村へ申告することとされています。

償却資産申告書については、12月中ごろに償却資産申告の手引きと合わせて送付する予定です。申告書作成の際の参考にしてください。

【注意事項】

過去に取得した償却資産で申告漏れがあった場合、さかのぼって固定資産税（償却資産）を納付していただくこともあります。

また、正当な理由なく申告がない場合は、過料を科せられるほか、延滞金を徴収されることもあります。

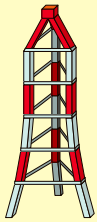


償却資産の例

償却資産には、次のようなものがあります。

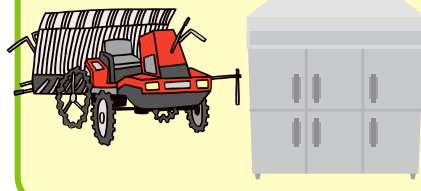
第1種（構築物）

門、煙突、鉄塔、舗装路面、橋、舗装道路、広告塔、アンテナ、庭園など



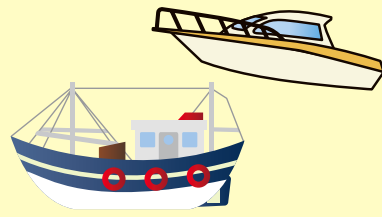
第2種（機械および装置）

電気機械、土木機械、発電電設備、運搬設備など



第3種（船舶）

一般船舶、漁船、モーターボート、貸しボートなど



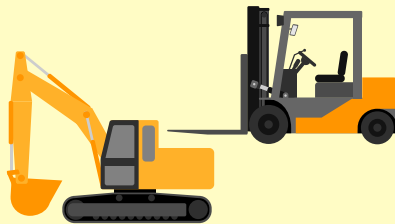
第4種（航空機）

飛行機、ヘリコプター、など



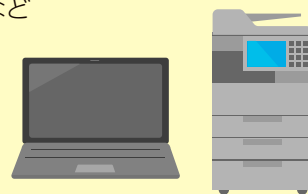
第5種（車両および運搬機）

特殊自動車（フォークリフト、コンボなど）、貨車など



第6種（工具・器具および備品）

机、椅子、ロッカー、パソコン、複写機、陳列棚、医療器具、自動販売機、魚類（展示用、観賞用）など



なお、次の場合は課税の対象とはなりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で、一時に損金算入された資産
- ③取得価格が20万円未満の資産で、一括して3年間で償却を行う資産
- ④自動車税および軽自動車税の課税客体となるもの

ただし、②・③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

申告された償却資産の取得価格、取得年月、耐用年数などから課税標準額を算出し、税率1.4/100（1.4%）を乗じたものが税額となります。

課税標準額が150万円未満の場合は免税点未満となり課税はされませんが、申告は必要です。

【税額計算例】

250万円（課税標準額）
× 1.4 / 100（税率）
= 3万5000円（税額）
ただし、土地・家屋を所有している場合は、合算して課税されます。